

## 平成24年第6回美郷町議会定例会

### 議事日程（第2号）

平成24年6月7日（木曜日）午前10時開議

#### 議案上程（説明）

- 第 1 報告第 9号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 2 報告第10号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 3 議案第48号 秋田県町村土地開発公社の解散について
- 第 4 議案第49号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 第 5 議案第50号 美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第 6 議案第51号 財産の取得について
- 第 7 議案第52号 財産の取得について
- 第 8 議案第53号 財産の取得について
- 第 9 議案第54号 美郷町印鑑条例及び美郷町手数料条例の一部改正について
- 第10 議案第55号 美郷町税条例の一部改正について
- 第11 議案第56号 美郷町簡易水道設置条例の一部改正について
- 第12 議案第57号 美郷町簡易水道給水条例の一部改正について
- 第13 議案第58号 平成24年度美郷町一般会計補正予算第4号
- 第14 議案第59号 平成24年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号
- 第15 議案第60号 平成24年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第1号
- 第16 議案第61号 平成24年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号
- 第17 議案第62号 平成24年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	中村美智男君	2番	熊谷良夫君
3番	伊藤福章君	4番	武藤威君
5番	森元淑雄君	6番	中村利昭君
7番	吉野久君	8番	福田守君
9番	泉美和子君	10番	泉繁夫君
11番	杉澤隆一君	12番	澁谷俊二君
13番	深澤均君	14番	戸澤勉君
15番	熊谷隆一君	16番	飛澤龍右エ門君
18番	高橋猛君		

欠席議員（1名）

17番 深沢義一君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	小原正彦君	企画財政課長	高橋薫君
税務課長	小原隆昇君	住民生活課長	鈴木隆君
福祉保健課長	前田忠秋君	農政課長	深澤克太郎君
商工観光交流課長	高橋一久君	建設課長	照井智則君
会計管理者兼 出納室長	高橋辰巳君	農業委員会長	渡邊調君
農業委員会 事務局長	杉澤哲君	教育委員長	佐藤孝君
教育長	後松順之助君	教育次長兼 教育総務課長	下田亮君
教育施設課長	梅山正之君	生涯学習課長	小林宏和君
代表監査委員	久米力君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋潔	庶務班長 兼議事班長	鈴木邦子
主査	小西輝昭		

---

◎開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。

17番、深沢義一君から欠席の届出があります。

定刻並びに出席議員が定足数に達していますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

---

◎報告第9号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第1、報告第9号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを上程いたします。

報告を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 報告の内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 薫君） おはようございます。

報告第9号についてご説明いたします。

平成23年度一般会計繰越明許費について、繰越計算書を調製したので報告するものです。

2ページをごらんください。

平成23年度一般会計補正予算において、議決、承認をいただきました11件の繰越明許費です。金額の合計は7億2,535万8,000円。翌年度繰越額の合計は7億1,202万9,000円であります。財源内訳の既収入特定財源については地方債であり、10万円未満の端数起債については当該年度に措置することとなっているため借り入れしたものでございます。

未収入特定財源の国庫支出金については、農業生産基盤保全管理等推進整備費補助金、社会資本整備総合交付金、公共土木施設災害復旧費負担金であり、県支出金については、子ども手当システム改修費補助金、地籍調査費補助金、森林林業木材産業づくり交付金であります。

地方債については、合併特例債、過疎対策債、補助災害復旧事業債となっております。以上です。

○議長（高橋 猛君） これで、報告第9号の説明が終わりました。

---

◎報告第10号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第2、報告第10号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを上程いたします。

報告を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 報告の内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 薫君） 報告第10号についてご説明いたします。

平成23年度下水道事業特別会計繰越明許費について、繰越計算書を調製したので報告するものです。

4ページをごらんください。

平成23年度下水道事業特別会計補正予算第4号において、議決いただきました繰越明許費でありまして、金額並びに翌年度繰越額とも133万6,000円であります。

財源内訳の既収入特定財源については、地方債であり、10万円未満の端数起債については、当該年度に措置することになっているため借り入れしたものでございます。

未収入特定財源の地方債については、流域下水道事業債となっております。以上です。

○議長（高橋 猛君） これで、報告第10号の説明が終わりました。

---

◎議案第48号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第3、議案第48号 秋田県町村土地開発公社の解散についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 議案第48号、秋田県町村土地開発公社の解散について説明いたします。

秋田県町村土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的に昭和48年に県内の全町村及び県で共同

設立した団体でございます。現在は9町村により構成、12町村が出資団体となっております。構成する団体及び出資団体においては、公共用地の取得がそれぞれで支障なく行える状況などであることから、設立当初の目的が達成されたと認められるため、今年4月19日の公社の理事会において解散の同意がなされたところでございます。設立団体である当町においても公社に委託しなくても公共用地の取得が支障なく行える状況であることから、同公社設立当初の目的が達成されたと認められるために、同公社を解散することについて議会の議決を求めるものでございます。

なお、解散は設立団体の議会の議決を経た後に知事の許可を受けて解散することになります。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第48号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第49号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第4、議案第49号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 議案第49号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてご説明いたします。

議案につきましては8ページを、議案資料集に規約の新旧対照表を載せてございますので、資料集1ページをお開き願います。

本議案は、当町を初め、県内の市町村により構成する秋田県後期高齢者医療広域連合の規約の一部につきまして、本年7月に施行される住民基本台帳法の一部を改正する法律により、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象に加えられることに伴いまして、広域連合規約を改正するに当たり、地方自治法第291条の3第1項及び同法第291条の11の規定に基づきまして、関係地方公共団体の議会の議決を求めるものであります。

改正の内容につきましては、資料集1ページにあります新旧対照表により説明させていただきますと思います。資料集1ページをごらんください。

今回改正を行う別表第2でございますが、これは広域連合規約第17条第2項に規定する広域連合の経費の支弁方法のうち、関係市町村の負担金の額の算定方法を定めているものであります。

算定基礎であります備考欄中、高齢者人口割及び人口割を算定する際の人数のとらえ方につきまして、従前規定しておりました外国人登録原票を削除し、住民基本台帳に基づく数とするものであります。

なお、施行期日につきましては、附則第1項におきまして、秋田県知事の許可のあった日からとし、経過措置につきましては、附則第2項において、平成26年度から適用することとし、平成25年度分までの関係市町村の負担金につきましては、従前の例によることとしているものであります。以上であります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第49号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第50号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第5、議案第50号 美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 薫君） 議案第50号、美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更についてご説明いたします。

提案理由ですが、過疎地域の自立促進に必要なソフト事業を追加し、財源として過疎債を充当できるよう、計画の一部を変更したく提案するものでございます。

変更内容は10ページからでございますが、新旧対照表によりご説明いたしますので議案資料集2ページをごらんください。

下線部分が、追加箇所であります。第5章高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の計画欄に、事業名（7）「過疎地域自立促進特別事業」を盛り込み、事業内容として、ふれあい安心電話事業と軽度生活支援事業をそれぞれ追加するものです。これは、現在町で実施している福祉対策事業に対しまして過疎債を活用できるように改正するものでございます。

次の裏の3ページの計画過疎地域自立促進特別事業分の欄については、今ご説明いたしましたソフト事業分を再掲したものでございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第50号の説明が終わりました。

---

◎議案第51号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第6、議案第51号 財産の取得についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 議案第51号、財産の取得についてご説明いたします。

契約書の案は議案資料集4ページ、入札執行の詳細については5ページに掲載しておりますのであわせてごらんをいただきたいと思います。

提案理由ですが、スクールバス中型バス6台を購入するに当たり、5月23日に指名競争入札を執行した結果、8,333万4,825円で仙北市角館町の秋田いすゞ自動車株式会社角館営業所に落札となりましたので、契約に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本財産の契約につきましては、納期限は平成25年1月23日になります。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第51号の説明が終わりました。

---

◎議案第52号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第7、議案第52号 財産の取得についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 議案第52号、財産の取得についてご説明いたします。

議案資料集6ページに契約書案が、7ページに入札執行の詳細を記載しておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

除雪ドーザ11トン級1台を購入するに当たり、5月23日に指名競争入札により入札を執行した結果、1,455万3,000円で秋田市新屋の株式会社KCMJ秋田営業所に落札となりましたので、契約に当たり議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本契約の納期限は11月20日でございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第52号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第53号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第8、議案第53号 財産の取得についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 議案第53号、財産の取得についてご説明いたします。

議案資料集8ページに契約書案が、9ページに入札執行の状況を記載しておりますので、あわせてごらんいただきたいと思っております。

ロータリー除雪車2.2メートル級1台を購入するに当たり、5月23日に指名競争入札により入札を執行した結果、2,157万7,500円で仙北市角館町のTCM株式会社角館営業所に落札となりましたので、契約に当たり議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本契約の納期限は11月20日でございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第53号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第54号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第9、議案第54号 美郷町印鑑条例及び美郷町手数料条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 議案第54号、美郷町印鑑条例及び美郷町手数料条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由でございますが、住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成24年7月9日より執行されることに伴い、外国人登録法が廃止され、外国人住民も日本人と同様に住民票に記載される



こととなります。このため、関係する地方条例の一部を改正いたしたく、提案するものでございます。

議案資料集の新旧対照表でご説明いたしますので、資料集10ページをお願いいたします。

第1条による美郷町印鑑条例の一部改正では、条例の第2条中または外国人登録法に基づき、本町の外国人登録原票に登録されているものを削るものでございます。

11ページをお願いいたします。

第2条による美郷町手数料条例の一部改正では、別表第1中、住民基本台帳の部、外国人登録に関する証明手数料の項を削るものでございます。

なお、本条例は、平成24年7月9日から施行されるものでございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第54号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第55号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第10、議案第55号 美郷町税条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（小原隆昇君） 議案第55号、美郷町税条例の一部改正についてご説明をいたします。

今回の改正は、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が昨年12月2日に、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が本年3月31日にそれぞれ公布されたことを受け、提案したものでございます。

議案24ページをお開きください。

今回の改正は、附則に2条を加えるものでございます。6行目でございますが、第8条の2は、公共下水道施設に害を与える排水について、その排出者において公共下水道施設に害を与えないよう、排水を処理する施設を設置した場合における固定資産税の軽減について規定したものでございます。

町内公共下水道は生活雑排水が主でございますので、現在対象となる施設はございません。

第23条は、防災のための施策に必要な財源として、平成26年度から平成35年度までの10年間、

個人・町民税の均等割額に500円を増額するものでございます。この改正による財源規模は年間225万円ほどが見込まれます。

なお、個人県民税につきましても同じく500円が増額されることとなっています。

附則第1条におきまして、この条例は、公布の日から施行することとしてございます。

第2条第1項でございますが、固定資産税に係る経過措置を規定したものでございます。

第2項では、下水道に対する除外施設について、本年4月1日以後に取得されたものについて、平成25年度以後の固定資産税について適用する旨を規定してございます。

改正に係る新旧対照表は、資料集12ページにございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第55号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第56号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第11、議案第56号 美郷町簡易水道設置条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第56号、美郷町簡易水道設置条例の一部改正についてご説明をいたします。

町営の簡易水道千畑中央地区と大坂地区の統合及び千畑中央地区に新規給水区域を追加するため、美郷町簡易水道設置条例の一部を改正したく、議会の議決をお願いするものです。

今回の改正は、大坂地区の水源地の水質浄化システムの老朽化が進展しており、安定供給のため千畑中央地区の給水区域に大坂地区を統合するとともに、水道水に困窮している地域で、特に事業の整備要望の高い千畑西部地区に給水するため、千畑中央地区に新規給水区域を追加して、今年度から新たに簡易水道事業の事業化を実施するために改正するものです。

別紙26ページ、27ページをお願いいたします。

説明は議案資料集の13ページ、14ページの条例の新旧対照表でご説明いたします。

千畑中央地区と大坂地区の統合により、14ページ下の大坂地区の千屋字及び浪花字の給水区域を削除して、千畑中央地区に削除した区域を加えるものです。

また、新規給水区域として、土崎の南林腰を南林腰の一部とし、新たに上厨川など21給水区域、本堂城回字に一本杉の一部など、9給水区域を加え、給水人口を1,988人、給水量を1日最高896立法とするものです。給水人口は10年後の計画人口で、千畑中央地区1,167人、大坂地区241人、新規給水地区580人としております。給水量の896立法は、10年後の計画給水量で、計画人口に対して必要とする給水量を示したものです。

なお、条例の施行期日は、公布の日から施行するものとしております。以上で説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第56号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第57号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第12、議案第57号 美郷町簡易水道給水条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第57号、美郷町簡易水道給水条例の一部改正についてご説明いたします。

町営の簡易水道千畑中央地区の給水区域に大坂地区を統合するため、美郷町簡易水道給水条例の一部を改正したく、議会の議決をお願いするものです。

今回の改正は、大坂地区の水源地の取水機器やろ過装置の老朽化に対応するため、千畑中央地区の給水区域に大坂地区を統合し、大坂地区への水道水の安定供給を図るために改正するものでございます。

別紙30ページと議案資料集の16ページをお開きください。

議案資料集の条例の新旧対照表でご説明いたします。

加入金第5条第2項中、地区名と金額の欄の大坂と14万5,237円を削除し、削除した事項を千畑中央地区の暁の下段に加えるものです。

また、別表1、専用給水装置及び2のメーター使用料の地区名から大坂を削除するものです。

今回の条例の施行期日は、公布の日から施行するものとしております。以上で説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第57号の説明が終わりました。

---

◎議案第58号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第13、議案第58号 平成24年度美郷町一般会計補正予算第4号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（高橋 薫君） 議案第58号 平成24年度一般会計補正予算第4号について説明いたします。

38ページをお願いします。

歳入から説明いたします。

9款1項1目地方交付税ですが、今回の補正財源として普通交付税を充当するものでございます。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 続きまして、13款1項1目4節及び6節は、本年4月からの児童手当の名称変更及び6月からの所得制限の導入に伴いまして、子ども手当に当初計上しておりました児童手当分につきまして6節を新たに設置し予算を組み替えるものであります。

14款1項1目4節及び6節は、国庫支出金と同様に、県費分につきまして予算を組み替えるものであります。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 同じく、2項1目総務費補助金の市町村地震防災対策緊急交付金ですが、これは地震防災対策等の整備、充実を図ることを目的とする県の補助金で、補助率2分の1でございます。

○教育次長兼教育総務課長（下田 亮君） 同じく、7目教育費県補助金3節の小学校費補助金100万円でございますが、これは千屋小と御田小との交流にかかわる事業について、県主催事業の秋田発・子ども双方向交流プロジェクト補助金の採択を受けたことに係る補正でございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 3項1目4節統計調査費委託金ですが、経済センサス調査委託金の額が確定したことによる減額でございます。

19款5項5目1節雑入の活力ある地域づくり助成金ですが、行政区に配布を予定している回覧

板作成事業や水環境マイスター養成事業に対し、財団法人自治総合センターに助成申請していましたが、今回助成の決定があり補正するものでございます。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 後期高齢者健診事業補助金は、後期高齢者医療広域連合からの10分の10の補助であります。後期高齢者に係ります基本健診の単価アップによるものでございます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 地域防災組織育成補助金ですが、これは住民が結成した自主防災組織等が行う被害防止活動及び軽減活動に対し助成されるもので、上罫田行政区自主防災組織が対象となっているものでございます。

○建設課長（照井智則君） 保険料受け入れ金は、23年度豪雪により公園施設において建物に破損があり、施設の原状回復に要する経費として、財団法人全国自治協会から交付される保険金です。内訳は、特定地区運動公園カントリーパーク内の管理棟が288万7,500円、町民の森の公衆トイレと東屋が40万円として計上してございます。以上です。

○総務課長（小原正彦君） 次に、40ページ歳出について順次説明をまいります。

初めに、各款項目の2節、3節、4節の人件費について一括して説明をさせていただきます。

今回の人件費の補正は人事異動による調整と、24年度県教委より新たに職員1名の採用による増、簡易水道会計との会計間の職員異動による増、制度変更による子ども手当と児童手当の調整、それと共済組合負担金の率改正による増が主なものでございます。

2節給料は、一般会計全体では908万8,000円の増、3節職員手当は430万3,000円の増、子ども手当と児童手当の調整分を含んだ職員手当は461万8,000円の増、4節共済費は、特別職分では3万6,000円、一般職分では224万1,000円の増、2節、3節、4節の合計は1,598万3,000円の増額の補正となっております。

また、特別会計についても同様の補正をしており、一般会計、特別会計合わせた人件費の補正の総額は1,048万4,000円、子ども手当と児童手当の調整を含めた人件費の総額は1,049万9,000円となっております。

人件費の概要は以上でございますので、以降、各款項目の人件費の説明は省略をさせていただきます。なお、詳細につきましては、一般会計は55ページから、特別会計については各会計の後ろのほうに給与費明細表を記載してございますのでごらんをいただきたいと思います。

それでは、人件費以外の歳出について順次説明をまいります。

初めに、2款1項1目15節役場庁舎非常用予備発電機改修工事は、役場庁舎の非常用発電装置

の起動用蓄電池が製造後10年を経過し老朽化が進行しており、非常時の停電の際に発電機が起動しないおそれがあることから、更新修繕の工事をお願いするものでございます。

2目は職員の施策提案プロジェクト事業としての水環境啓発回覧板製作事業が活力ある地域づくり交付金に採択されたことによる財源の振り替えでございます。

○会計管理者兼出納室長（高橋辰巳君） 次に、4目の会計管理費の4節共済費のうち、社会保険料15万3,000円と、7節賃金の104万円は、出納室職員が出産のため、今後特別休暇を取得することに伴いまして、その間臨時職員を雇用するために必要な人件費の補正でございます。雇用期間は7月から今年度末までの予定でございます。

○総務課長（小原正彦君） 次に、5目15節中央行政センター非常用予備発電機改修工事は、先ほど1目で説明いたしました役場庁舎と同様、蓄電池の更新修繕工事をお願いするものでございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 6目企画費の9節旅費ですが、地域づくり関係に係る職員の旅費をお願いするものでございます。

7目電子計算費の15節工事請負費ですが、電柱移転に伴い町の光ファイバーケーブルを移転するものでございます。

○生涯学習課長（小林宏和君） 10目ですが、学校再編による空き校舎活用に関する補正であります。千畑南小は民俗資料展示施設としまして、それから、仙南東小は宿泊交流施設として来年度以降に整備を予定したく、8節に資料館整備外部検討委員4名の報償金、9節に県学芸員2名の費用弁償と町職員3名の旅費を計上しております。11節には検討委員の町外視察時の昼食費を計上しております。13節には、2施設の基本設計に要する委託料を計上してございます。

○税務課長（小原隆昇君） 42ページをお開きください。

2項町税費2目賦課徴収費ですが、11節では電算システムの更新により納付書等の様式が変更となるため、これらの印刷に係る経費の補正をお願いするものです。

23節町税還付金でございますが、一昨年最高裁判決による年金型生命保険に係る町県民税の還付金1件分について補正をお願いするものでございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 5項2目基幹統計費ですが、県委託金の確定により調整したものでございます。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 3款1項1目15節であります。みさと安心パック作成委託料は、平成22年度より配布を開始いたしまして、本年度からは日中の一人暮らしとなってしまう方につ

きましても積極的に配布することとしたことに伴いまして、不足を来す可能性が見込まれるため補正をお願いするものであります。

次に3目であります、44ページをお開き願います。

19節は、六郷仙南福祉会に運営を委託しておりますいちょうの家の各居室に設置している電力量計につきまして、平成24年5月の定期点検の際、使用期限が到来したことによりまして交換する必要がある旨の報告があったことを受け、7居室分の電力量計につきまして交換のための費用を計上するものであります。

4目11節は、町のシステム更新に伴いまして、受給者証等の印刷製本費に不足を来すための補正であります。

12節は、8月から開始いたします福祉医療の拡大に伴いまして、4月に県から各種要綱等が整備されたことにあわせまして受給者証の送付料に不足が生じる見込みであり、追加をお願いするものであります。

13節は、後期高齢者の基本健診に係ります単価がアップしたことに伴う増額であります。

28節国保特別会計繰出金は、国保事務に要する経費を追加するものであります。

失礼いたしました。先ほど43ページ3款1項1目15節と申し上げましたが、失礼いたしました、13節委託料であります。

次に44ページ、2項児童福祉費についてご説明申し上げます。2目及び、45ページ下段にございます6目児童措置費につきましてであります。歳入でもご説明申し上げましたが、本年4月からの児童手当への名称変更及び6月からの所得制限の導入に伴い、子ども手当に当初計上しておりました児童手当分の予算を組み替えるものであります。

○教育次長兼教育総務課長（下田 亮君） 続きまして、4目児童福祉施設費、7節の賃金についてであります、平成24年度から幼稚園、保育園の給食調理員業務を美郷町学校給食協会へ委託したことに伴う調理員賃金356万3,000円の減額でございます。

○教育施設課長（梅山正之君） 同じく、11節需用費の修繕料でございますが、毎年雪解け後に実施しております専門業者のよる遊具の点検報告を受けまして、判定で重要な部分の異常や著しい摩耗、破損など、緊急に修繕の必要なもの、部分的な劣化や摩耗があり、部品交換、塗装補修等を要するものが千畑及び仙南保育園にございましたので、修繕費をお願いするものでございます。

○建設課長（照井智則君） 46ページをお願いいたします。

4款3項1目簡易水道費19節補助金は、長面簡易水道施設の水質改善のための機械器具の修繕に対する補助で、補助率80%で計上しております。

28節繰出金は、簡易水道事業特別会計への繰出金で、職員の人事異動等に伴う人件費の調整により減額するものでございます。

次に、47ページをお願いいたします。

6款1項8目農村整備費28節繰出金は、職員手当を調整する必要が生じたため、農業集落排水事業特別会計への繰出金を減額するものでございます。

○商工観光交流課長（高橋一久君） 続きまして、48ページをお願いいたします。

7款1項2目商工振興費19節の負担金補助及び交付金ですが、六郷地区において空き店舗への出店希望の事業計画書が商工会より提出されましたので、その不足額を補正をお願いするものでございます。

続きまして、3目観光費9節の旅費でございますが、後三年合戦プロジェクト関連で、旅費の増額補正をお願いするものでございます。

13節委託料は、7月21日に暫定オープンする新県立美術館の企画展示用パネルの委託料を補正をお願いするものでございまして、展示期間は8月10日から20日までで、「市町村美の饗宴」をテーマに開催する予定でございます。

次に、4目温泉施設費15節工事請負費ですが、食品衛生上、食材を安全に提供するために、湯とぴあ雁の里温泉の厨房に冷房設備を設置する経費をお願いするものでございます。

○建設課長（照井智則君） 次に、8款2項1目道路橋梁総務費19節負担金は、東西法寺1号線の道路改良工事に伴う西法寺ため池適正化事業の道路管理者分の負担金で、事業費の30%を計上してございます。

2目11節修繕費は、豪雪により破損した道路安全施設の修繕費で、ガードレールの補修、5路線180メートル、ガードパイプの補修2路線100メートルの修繕費です。

15節工事請負費は、ことしの豪雪により舗装の傷みが激しい前谷地・野中線と中萩沢・下萩沢1号線の舗装補修工事です。

次に、50ページをお願いいたします。

4項2目都市公園費の15節町民の森施設の補修工事は、ことしの豪雪により破損した町民の森遊歩道の擬木やベンチの撤去、また、ベンチ2基の新設工事費です。カントリーパーク遊歩道擬木柵補修工事は、同じく豪雪により破損した遊歩道の擬木柵の補修修繕工事費です。町民の森ト



イレ屋根補修工事は、豪雪により破損したトイレと東屋2棟の屋根補修に要する工事費です。カントリーパークのパークハウス柱補修工事は、ことしの豪雪により管理棟の柱が破損したため、柱と床の一部を補修するための工事費です。カントリーパーク野球場のダッグアウト解体工事費は、豪雪によりネット裏ダッグアウトの屋根と側壁の一部が破損したため解体に要する経費の補正をお願いするものです。

なお、町民の森トイレと東屋、カントリーパークのパークハウスには全国自治協会からの雪害による保険金が適用となっております。

16節原材料購入費は、町民の森管理棟の床下部分にある物置の囲い板が破損したための囲い板の購入費です。

次に、5項1目28節繰出金は、人事異動等により職員手当を調整する必要があるため、下水道事業特別会計への繰出金を減額するものでございます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 25ページ、9款1項3目15節の工事請負費ですが、橋本地域に設置されております消火栓1基が私有地にあり、住民が支障を来していることから、移設費用の補正をお願いするものでございます。

同じく、5目災害対策費11節需用費の説明欄、上から2行目の管理用消耗品費は、防災備蓄品購入の経費であります。備蓄品につきましては計画的に購入しているところですが、歳入で説明いたしました県の地震防災対策緊急交付金が交付されることに伴い、食料品、日用品を中心に備蓄品を購入いたしたく、補正をお願いするものでございます。

同じく、19節の負担金補助の自主防災組織助成金ですが、上罫田行政区自主防災組織が行う一人暮らし等の高齢者及び要援護者宅の除雪活動や、災害時に飲料水を確保するための発電機等防災備品の整備導入に助成するもので、県より町を經由し助成されるものでございます。

○総務課長（小原正彦君） 同じく11節の印刷製本費でございます。災害時の職員の初動マニュアル等は現在確立されているところでございますが、これまで初動マニュアルにのっとりそれぞれの災害時の行動をしているところでございます。これまでの対応等々の検証から、災害時の初動が非常に重要であることから、職員が災害時に速やかな体制をとることを常日ごろから心がけるよう、常時携帯できるポケットマニュアルを作成したく、その費用をお願いするものでございます。

○教育施設課長（梅山正之君） 次に52ページをお開きください。

10款2項1目学校管理費11節修繕料でございますが、3款2項4目11節と同様の調査の報告の

判定によります町内6小学校の遊具の修繕費をお願いするものでございます。

15節工事請負費ですが、24年度から新たに六郷小学校に設置されております通級指導教室への電話の設置をお願いするものでございます。

○教育次長兼教育総務課長（下田 亮君） 同じく19節の負担金補助及び交付金でございますが、千屋小と御田小との交流にかかわる事業に対し、当初町単独で10万円の補助を予算措置していましたが、歳入でもご説明したとおり、県が主催する秋田発・子ども双方向交流プロジェクト事業の補助金採択を受けたことに伴い、県補助金同額の100万円を補助するために90万円の増額補正するものであります。

○教育施設課長（梅山正之君） 3項1目学校管理費15節工事請負費の通学路看板設置工事でございますが、美郷中学校にアクセスされます2キロ以内の主要通学路へドライバーに対し通学路を示し、注意喚起を強く作用させるための表示看板15基を設置するものでございます。グラウンド周辺整備工事でございますが、23年度において伐採させていただきました陸上競技場敷地内の杉の伐採跡地が窪地となっているため抜根して舗装工事を施しまして、学校行事等での駐車場に利用できるようにさせていただくためのものでございます。

次に、中央棟普通教室落下防止手摺設置工事でございますが、特別に支援を要する生徒もおりますことから、窓際の安全確保対策をさらに確かなものにするため、2階以上にあります7教室の窓へパイプを追加いたしまして安全柵の設置をお願いするものでございます。

次の、自転車倒伏防止柵設置工事ですが、突風強風の影響を強く受け転倒する自転車がございますことから、駐輪場に前輪を固定するラック設置費の補正をお願いするものでございます。それから、体育館、床面バスケットライン書き換え工事でございますが、ルール改正によりまして書き換えを必要といたしましたので補正をお願いするものでございます。

○教育次長兼教育総務課長（下田 亮君） 続きまして、53ページをごらんください。

4項1目幼稚園費7節の賃金ですが、幼稚園・保育園の用務員を正職員配置したことに伴う臨時用務員賃金347万1,000円の減額でございます。

○教育施設課長（梅山正之君） 11節需用費の修繕料でございますが、3款2項4目11節、10款2項1目11節と同様の調査報告の判定によりまして、千畑及び仙南幼稚園の遊具の修繕を要しましたのでお願いするものでございます。

15節工事請負費のすこやか園の温水ヘッダー取替工事でございますが、床暖房の各系統への温水を還流させるヘッダー本体が20年ほど経過しておりまして、ヘッダー1基に腐食による漏水が

ありましたことから交換をいたしました。それで、このほかの16基あるヘッダーも同じ経年でございます。点検をいたしましたところ、すべてのヘッダーに腐食が進んでおりまして交換に至るものと認められましたので、シーズン前の取り替え工事をお願いするものでございます。

○生涯学習課長（小林宏和君）　続きまして、5項3目文化財保護費であります。9節ですが、後三年合戦PRに関する旅費であります。

12節は、一丈木遺跡公園内の松枯れの木の処分費の補正であります。

続きまして、次の54ページをお願いいたします。

2目11節ですが、サンアール温水プールの換気扇6台が経年劣化によりまして機能低下が著しく、その修繕料であります。

14節は、同施設に子ども用AEDを設置したく、その借上料であります。

18節は、同施設の衛生管理上、プール塩素濃度を1日2回測定する必要があるため、その測定器の購入費の補正をお願いするものであります。

○教育施設課長（梅山正之君）　3目学校給食費12節役務費でございますが、23年度に南給食センター貯水槽を増設いたしましたことにより、10トンを超える貯水量になりましたので、水道法適用による水質検査の補正をお願いするものでございます。

15節工事請負費の南学校給食センターの外壁補修工事でございますが、屋根の雪が厨房棟の内部熱に解けまして、その水が一部の壁に伝い流れる状況にありますことから、外壁及び軒天の水分を吸収しやすい素材が凍結したことによりはがれ落ちがございました。このたび、凍結しにくい素材のもので改善いたしたく、修繕をお願いするものでございます。

○議長（高橋 猛君）　これで、議案第58号の説明が終わりました。

ここで10分間休憩します。

（午前10時58分）

---

○議長（高橋 猛君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前11時08分）

---

#### ◎議案第59号の上程、説明

○議長（高橋 猛君）　日程第14、議案第59号　平成24年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算

第1号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長(前田忠秋君) 議案第59号 平成24年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号につきましてご説明いたします。

今回の補正の概略につきまして申し上げます。

被保険者の状況等につきましては、資料集の17、18ページをあわせてごらんください。

まず、平成23年度の医療費の給付実績は、対前年度比約1.6%の増となる見込みであります。本年度につきましても医療費は増加するものとの予測に変化はないものにとらえております。

一方で、平成24年度における被保険者等の基準総所得金額の見込みは、農業所得に好転の兆しが見られ、平成21年並み以上に増加する見込みであるほか、平成23年度における一般被保険者の保険給付費の支出が予測を若干下回ったこと、特殊要因として、今年度限りになりますが、県国保連による平成21年度から23年度分に係る高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業の拠出金算定誤りに伴い、昨年度町へ戻ってまいりました額から国、県への返還額を除いた上で残が生じたこと等による生じる見込みとなった前年度繰越金約2億5,000万円から、当初予算に既に盛り込んでおります7,000万円、例年翌年度に行われます療養給付費負担金等の精算に伴う返還見込みを控除した上で、残りの約1億4,000万円を国民健康保険税の税率を据え置くために充てる予算が主な内容であります。

それでは、議案65ページをお開き願います。

初めに、歳入についてであります。

1款1項1目1節医療給付費分5,950万7,000円を2節後期高齢者支援金分2,563万3,000円を、3節介護納付金分1,105万2,000円に係る現年課税分をそれぞれ減額するものであります。

2目1節医療給付費分1,155万円を、2節後期高齢者支援金分389万6,000円を、3節介護納付金分373万円に係る現年課税分をそれぞれ減額するものであります。

3款1項3目1節は、特定保健指導のうち運動指導に係る部分を強化するために健康運動指導士を講師に招くための費用を追加することに伴う国負担分3分の1を計上するものであります。

66ページをお開き願います。

6款1項2目1節は、3款で説明いたしました県負担分3分の1であります。

2項2目1節は、本算定に伴い減額が見込まれることによる減額分でございます。

9款1項1目3節は、町システム更新に伴いまして、国保における限度額認定書などの帳票印刷費用が不足が生じる見込みとなることに伴いまして、不足額を国保事務に要する費用として一般会計から繰入を行うものであります。

2項1目1節は、本算定によりまして前年度繰越金が増となったことに伴う減額であります。

10款1項2目1節は、前年度繰越金として1億8,000万円を追加するものであります。

11款3項8目1節は、過年度の老人保健拠出金の精算による確定に伴う増額であります。

続きまして68ページをお開き願います。

次に歳出であります。

1款1項1目11節は、町システム更新に伴いまして限度額認定書などの帳票印刷費用に不足が生じる見込みであるため11万3,000円を追加するものであります。

2項1目11節は、住基システム更新に伴いまして、国保税納付書に係る帳票印刷費用に不足が生じる見込みであるため9万5,000円を追加するものであります。

2款1項1目は歳入におきまして、県調整交付金及び国民健康保険事業基金からの繰入額を減少し、前年度繰越金から充てることとしたことに伴う財源内訳の変更であります。

8款1項1目8節は、歳入でもご説明申し上げましたが、特定保健指導のうち運動指導に係る部分を強化するため、健康運動指導士の講師謝礼を追加するものであります。

69ページをごらんください。

11款1項1目及び4目につきましては、一般会計の町税費と同様、年金型生命保険に起因する課税額を還付するものであります。1件1人分であります。

3目23節は、平成23年度の療養給付費と負担金の精算に伴う返還見込額を追加するものであります。

国民健康保険特別会計の補正につきましては以上であります。

なお、この補正予算案につきましては、5月29日に開催いたしました国民健康保険運営協議会におきまして承認いただいておりますことをあわせてご報告申し上げます。以上であります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第59号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第60号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第15、議案第60号 平成24年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算

第1号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(照井智則君) 議案第60号 平成24年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。

今回の補正は、職員の人件費の調整と、千畑地区の水道未普及地区の簡易水道整備事業の事業化に伴うものです。

初めに、第2表地方債の補正についてご説明いたします。

75ページをお願いいたします。

千畑地区の水道未普及地区の簡易水道整備事業債の事業化に伴い、簡易水道事業債、過疎対策事業債の限度額を引き上げるもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

次に、補正内容についてご説明いたします。

79ページをお願いいたします。

歳出1款1項1目ですが、職員の人事異動等により職員手当等を調整する必要が生じたため、2節、3節、4節を減額するものです。

同じく、3項1目13節は、千畑地区の水道未普及地区の簡易水道整備事業の事業化に伴うもので、新規給水区域の測量調査として路線測量1,800メートル、設計管理委託料として配管実施設計3,900メートルの委託料でございます。

3款1項1目は、簡易水道整備事業の事業化の財源とするため減額するものでございます。

次に、78ページ歳入をお願いいたします。

歳入、3款1項1目は、簡易水道整備事業の事業化に伴う国からの簡易水道事業補助金で、補助率は40%で計上してございます。

5款1項1目は、歳出の一般管理費の減額に伴い、一般会計からの繰入金を減額するものです。

8款1項1目は、簡易水道整備事業の事業化に伴う簡易水道事業債と過疎対策事業債です。以上でございます。

○議長(高橋 猛君) これで、議案第60号の説明が終わりました。

◎議案第61号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第16、議案第61号 平成24年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第61号 平成24年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。

今回の補正は、職員の人件費の調整に伴うものです。

92ページ歳出をお願いいたします。

歳出、1款1項1目ですが、3節、4節は職員手当等を調整する必要が生じたため減額するものです。

次に、91ページ歳入をお願いいたします。

歳入、3款1項1目ですが、歳出の減額に伴い、一般会計からの繰入金を58万1,000円減額するものでございます。以上です。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第61号の説明が終わりました。

---

◎議案第62号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第17、議案第62号 平成24年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第62号 平成24年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。

今回の補正は、職員の人件費の調整に伴うものです。

104ページ、歳出をお願いいたします。

歳出、1款1項1目ですが、3節、4節は職員手当等を調整する必要が生じたため減額するものです。

次に、103ページ、歳入をお願いいたします。

これらの財源として、歳入、4款1項1目ですが、歳出の減額に伴い、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。以上です。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第62号の説明が終わりました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

あす午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午前11時24分）